

「鳥取県広域住民避難計画（素案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

平成25年2月26日
危機対策・情報課

鳥取県広域住民避難計画（素案）について、パブリックコメントを実施した結果、以下のとおりご意見をいただきました。

今後、広域住民避難計画への反映等について検討していきたいと考えています。

- 1 意見募集期間 平成25年1月11日（金）から2月7日（木）まで
- 2 意見応募者数 12名（意見総数・延べ23件）
- 3 応募のあった計画に対する意見の内容とそれに対する考え方

| 項目 | 意見の内容 | 左に対する県の考え方 |
|---------------------|--|---|
| 緊急的防護措置を準備する区域（UPZ） | 風や地形の影響が考えられるため、30kmで区切るのは無理がある。 | <p>国の原子力災害対策指針において、原子力施設から概ね30kmをUPZ区域の目安とすることが示されたことから本計画においても概ね30km圏内を避難対象地域として設定したものです。</p> <p>いただいたご意見のとおり、原子力発電所から放射性物質が放出された場合の影響については、その時の放出状況、気象条件並びに地形等により周辺環境への影響が異なることが想定されていることから、実際の避難等の防護措置については、この計画をベースに置いたうえでその時の状況に基づき設定をすることになります。</p> <p>いずれにいたしましても、今後の原子力規制委員会の検討結果を踏まえて、必要な検討を行います。</p> |
| 避難先、避難対象地域等 | <p>実際に事故が起きれば、様々な状況の中で最も広い範囲を設定した避難計画を立てる必要があり、鳥取県全体が影響を受ける。鳥取県民全員が問題意識を持つような取り組みが必要である。</p> <p>風向きを考えた場合、東向きに逃げることは考えられない。鳥取県は、全域が汚染されると思う。</p> | <p>いただいたご意見のとおり、実際に事故が起きた場合の影響は、その時の原子力発電所からの放射線の放出状況及び気象等により異なり、はじめから一律に設定できるものではありません。そのため国の原子力安全対策指針に基づき範囲を設定したものであり、実際の避難等の防護措置については、この計画をベースに置いたうえでその時の状況に基づき判断します。</p> <p>また、県民全体が問題意識を持つという御意見については賛同するものであり、放射線が目に見えないことから重要なことと考えております。このため、原子力防災対策の柱として、放射線講演会など県民の方へ普及啓発を進めていきたいと考えています。</p> <p>いずれにいたしましても、今後の原子力規制委員会の検討結果を踏まえて、今後、計画への反映を検討させていただきます。</p> |

| | | |
|-------|--|---|
| 避難先 | 各県が、県域を越えて相互に避難者を受け入れられるようすべき。 | <p>原子力発電所から放射性物質が放出された場合の影響については、その時の放出状況、気象条件並びに地形等により周辺環境への影響が異なることが想定されています。そのため、県内だけで全ての避難者を受け入れすることができない可能性もあります。</p> <p>仮に、県内の避難施設や入院患者等の災害時要援護者を収容する施設が不足した場合には、災害時応援協定を締結している近隣の各県等への県外避難により対応することとしております。</p> <p>また、その時の状況に応じて島根県内の避難者の受け入れについても想定しております。</p> <p>いずれにいたしましても、今後も、様々な事態に適切に対応できるよう引き続き検討を行ってまいります。</p> |
| 避難基準 | 避難に関する放射線線量の基準が高すぎる。妊婦、乳幼児、子どもなど影響を大きく受けると言われている人達は、即座に避難しなければならないと思う。 | <p>今回、新たに国の原子力災害対策指針において、防護措置実施を判断する基準（防護基準）が示されました。</p> <p>示された基準（500μSv/hなど）は、福島第一原子力発電所事故の際に実施された防護措置の状況や教訓を踏まえて、実効的な防護措置を実施する判断基準として設定された値であり、本県としてもこの基準に基づき防護措置を行うこととしております。しかしながら、今後、この防護基準は、IAEA等の国際機関による防護措置の体系の検討状況も踏まえ改定が行われる見通しであり、この検討結果を踏まえ、本県としても必要な対応を検討していきます。</p> <p>妊婦、乳幼児、子ども等の災害時要援護者の避難に関しては、いただいたご意見にもあるように、乳幼児は甲状腺被ばくの健康影響が大人より大きいため、今回の指針において優先避難及び安定ヨウ素剤の優先的予防服用が追記されたところです。</p> <p>本計画においても、災害時要援護者については優先避難を行うこととしておりますが、今後、より速やかな避難等の防護措置が可能となるよう検討していきます。</p> |
| 段階的避難 | 事故が起きた場合、一斉に避難が始まり渋滞等が発生する。現実的な避難方法の更なる検討が必要ではないか。 | <p>いただいたご意見のとおり、事故が発生した場合に避難計画外の避難（自主的な避難）がなされるなどすると、米子市街等において交通渋滞が発生するおそれがあります。</p> <p>そのため、島根県を含めた発電所周辺地域において、発電所から近い住民の方から段階的に避難していただくこととしています。</p> <p>なお、住民避難計画については、先日の訓練等の</p> |

| | | | | | | | | |
|-------------------|--|---|-----------------|--------|--------------|------|-----------------|---------|
| | | <p>結果を検証するとともに今後予定している避難時間推計シミュレーション結果を踏まえ、更なる検討を行います。</p> <p>また、計画的避難の実施に関しては、県民の皆様のご理解とご協力が必要です。今後、あらゆる機会を活用して、本計画の周知を図り、速やかに計画的避難ができるよう検討していきます。</p> | | | | | | |
| | <p>何故、避難に4日間もかけなければならないのか。また、段階的避難ということであるが、避難の順番がくるまで待つというは、おかしい。</p> | <p>いただいたご意見のとおり、本計画では、事態の推移に応じて段階的に避難を開始し、島根原子力発電所で放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた日から4日間で鳥取県内のUPZ圏域の避難を段階的に完了する計画にしております。</p> <p>これは、島根県を含めた発電所周辺地域において、発電所から近い住民の方から段階的に避難することとしているためです。</p> <p>実際に事故が起きた場合の影響は、その時の原子力発電所からの放射線の放出状況及び気象等により異なり、はじめから一律に設定できるものではありません。そのため国の原子力安全対策指針に基づき範囲を設定したものあり、実際の避難等の防護措置については、この計画をベースに置いたうえでその時の状況に基づき設定することになります。</p> <p>なお、今後、避難時間推計シミュレーション結果、訓練成果の検証結果等に基づき、更に検討を行っていきます。</p> | | | | | | |
| <p>災害時要援護者の対応</p> | <p>県西部には、かなりの数の災害時要援護者（高齢者、障がい者）がおられるが、現実的な避難方法を確保することができるのか。</p> | <p>島根原発から半径30km圏内には、社会福祉施設や医療機関などの入所者、入院患者のほか、在宅の要援護の方がいらっしゃいます。なかには避難手段として専用の福祉車両や、同行者として医療・看護・介護などの専門職員が必要な方もいらっしゃいます。このうち避難手段の確保については、避難元の社会福祉施設が保有している福祉車両を利用するほか、避難元以外の施設からも応援派遣を求め、さらに福祉タクシー、自衛隊車両等も活用して、その確保に努めます。また、同行が必要な専門職員については、避難元の社会福祉施設職員のほか、それ以外の県内社会福祉施設にも応援を求めて確保を図ります。なお、速やかな避難のためには災害時要援護者の避難を支援する近隣住民の「支え愛」も重要となることから避難元市との連携を深め、速やかな避難が可能となるよう取り組みます。</p> <p>【参考：要援護者数 約3千人】 （内訳）</p> <table border="0"> <tr> <td>社会福祉施設入所者（71カ所）</td> <td>1,652人</td> </tr> <tr> <td>医療機関入院者（8箇所）</td> <td>265人</td> </tr> <tr> <td>在宅の要援護者 米子・境港両市</td> <td>約1,000人</td> </tr> </table> | 社会福祉施設入所者（71カ所） | 1,652人 | 医療機関入院者（8箇所） | 265人 | 在宅の要援護者 米子・境港両市 | 約1,000人 |
| 社会福祉施設入所者（71カ所） | 1,652人 | | | | | | | |
| 医療機関入院者（8箇所） | 265人 | | | | | | | |
| 在宅の要援護者 米子・境港両市 | 約1,000人 | | | | | | | |

| | | |
|---------------------|--|---|
| | <p>児童、生徒等の避難に必要なバスの手配はどうするのか。</p> | <p>児童、生徒をはじめとする災害時要援護者については、健康影響を考慮し、優先避難を行うこととしております。</p> <p>現在、避難先とのマッチングを検討しているところであり、今後、各学校において作成される避難計画及び県の輸送計画等を踏まえながら、優先的な避難が実施されるよう対応を検討していきます。</p> |
| スクリーニングに関する研修・実習 | <p>医療関係者や自治体職員がスクリーニングや除染などの体制を取れるよう、研修・実習を積むことが必要。</p> | <p>いただいたご意見のとおり、円滑な避難等の防護措置を行うため、スクリーニングや除染を実施できるよう体制整備を行うとともに研修・実習を行うことは重要と考えております。</p> <p>今後も継続的に訓練及び研修を行い、速やかにスクリーニング及び除染体制を整備できるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、訓練の結果等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行ってまいります。</p> |
| 避難計画のブラッシュアップ(磨き上げ) | <p>1月26日の広域避難訓練に参加した。繰り返しこのような訓練を行い、課題を洗い出すことで、実際に役立つ避難計画となるようブラッシュアップして欲しい。</p> | <p>いただいたご意見のとおり、事故発生時に速やかに避難が行われるよう訓練等を継続的に実施することは、計画の実効性を確保する上で重要であると認識しております。</p> <p>今後も訓練の実施等を通じて、避難計画の見直しを行うとともに、避難時間推計シミュレーション結果等も踏まえて、更に検討を行います</p> |
| 「移住」の追記 | <p>原子力事故では、全く住めない地域ができる。住めないということは移住しなければならないということであり、計画策定にあたっては、移住を項目立てし、表記すべき。</p> | <p>緊急時モニタリングの結果、防護措置の実施が必要となった場合には、初期段階の対応として被ばくのリスク低減のため避難等が行われます。</p> <p>その後の被災した地域の長期的な復旧を行う段階においては、放射性物質の影響を受けた地域の環境の除染等の事後対策を行い、避難した住民の復帰等を円滑に行うための対策を講ずることや被災者の生活再建の支援等を行うことが基本と考えています。</p> <p>なお、復旧段階における長期的な対策は、その時の状況によるところが大きいため、本計画では大綱にとどめています。</p> |
| その他、計画に対するご意見 | <p>計画の策定及び実行に伴う原発施設外でのすべての経費の半分を原発の所有者である電力会社に負担させるべき。</p> | <p>本計画は、原子力発電所が設置されていることに伴い、原子力災害特別措置法に基づく県の責務として原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために策定するもので、本県では、資機材等の整備を始めとして、国の交付金を活用して原子力防災体制の整備をしています。</p> <p>電力会社への経費負担については、予定しておりません。</p> |

| | | |
|-----|---|--|
| | <p>広域避難訓練のスクリーニング会場で「放射能の基礎講座」が開催されていた。「放射能は自然界に存在しており、必要以上に心配することはない。」という説明であり、放射能が人体に及ぼす影響について説明がなされていなかった。</p> | <p>放射能の基礎講座は、広域避難訓練会場において、放射能はどのようなものであるのかを知っていただくため人形峠環境技術センターに講演をお願いしたものです。講演の中では、放射能は自然界に存在しているものであることや食品中にも含まれること等が説明されました。「放射線が人体に及ぼす影響について説明が不足していた。」という御意見については、今後、講座内容を検討する際に精査していきます。</p> <p>今後とも「原子力講演会」等の開催等を通じて、普及啓発に取り組んでいきます。</p> |
| 要望等 | <p>電力会社に対して、より安全性を確認するため活断層の調査を求めてほしい。</p> | <p>いただいたご意見の中にある活断層の調査については、現在、原子力規制委員会で検討中の原子力の新安全基準において検討がなされている状況です。</p> <p>県では、これまでも国に対して発電所の安全に影響を及ぼす断層の調査について要望しているところではあります。</p> |
| | <p>鳥取県東部でも原発災害時の避難訓練をしたい。また、災害マップに原発災害を盛り込んでいただきたい。</p> | <p>実際に事故が起きた場合の影響は、その時の原子力発電所からの放射線の放出状況及び気象等により異なり、はじめから一律に設定できるものではありません。そのため今回の訓練は、国の原子力安全対策指針に基づき範囲を設定し、UPZ区域である30km圏内を避難対象地域として実施したものです。</p> <p>現在、原子力規制委員会においてUPZ外におけるプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）の具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方に関して検討がなされており、この結果を踏まえてUPZ区域外での訓練実施についても検討していきます。</p> <p>防災マップ等への原発災害の掲載については、放射性物質が放出された場合の影響が一律ではないため、掲載が困難と考えます。</p> |
| | <p>安全な避難は困難であり、安全を保障するためには、原発を廃炉にすべきである。</p> | <p>いただいたご意見については、留意させていただきます。</p> |

4 今後のスケジュール

○3月18日（月）地域防災計画の国への報告

